

成年後見制度利用促進専門家会議

第1回 地域における権利擁護の支援体制ワーキング・グループ

裁判所における取組の状況について



令和8年7月30日

最高裁判所事務総局家庭局

裁判所における 取組の状況

権利擁護支援の地域連携ネットワーク
づくり

適時・適切な双方向の情報共有のしくみ

裁判所における取組の状況①

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

→複数の家庭裁判所（支部・出張所を含む。）において、次のような取組を実施

受任者調整会議の傍聴・見学

- ・福祉・行政等による申立前の権利擁護支援やチーム支援の実情について理解



このような取組等を通じて…

- ・家庭裁判所において、支援チームの形成支援の一環として行われる受任者調整の結果を十分に考慮して後見人等が選任され、申立前からのチーム形成と選任後のチームによる支援の連続性を保つことの意義や重要性についての認識を共有

自治体等が主催する協議会へのオブザーバー参加

個人情報を含まない模擬事例の検討等を通じて

- ・後見人等を選任する際の考慮要素を共有
- ・後見人等候補者のイメージの共通認識を深化

その他の取組

- ・自治体が主催する市民後見人養成研修等への講師派遣
- ・管理継続中の本人数といった統計数値の提供

裁判所における取組の状況②

適時・適切な双方向の情報共有のしくみ
→次のような取組を実施

家庭裁判所における窓口の明確化

家庭裁判所と自治体等との連絡協議会といった場を通じて、家庭裁判所における連携のための窓口を明確化

施策の進捗状況の情報提供

最高裁家庭局から、家庭裁判所に対し、中核機関の法定化に向けた議論状況等を随時情報提供

今後の裁判所における取組

中核機関の法定化に伴い、改めて、司法機関である家庭裁判所と、福祉・行政機関との間での適切な役割分担の在り方を踏まえた双方向の情報共有の在り方について、その地域の実情も踏まえて検討